筑波大学附属病院 院内感染対策指針

（趣旨）

1 筑波大学附属病院（以下「本院」という。）は、本院において感染防止に努めるための基本方針をここに定める。

（院内感染対策に関する基本的な考え方）

2 本院は、基本的感染対策として、国際的標準の「標準予防策」（血液等の生体に関わる湿性物質は、すべて感染性病原体を含んでいるものとして対応する予防策）を適用し、この標準予防策を常時適用したうえで、特定の感染経路がある疾患等に対して「感染経路予防策」を追加提供する。

3 本院は、前項を基本として院内感染の防止に組織的な対応を行い、感染等発生の際には、その原因の迅速な特定と制圧・終息を図るものとし、職員等（職員、学生その他の本院の業務に関わるすべての者をいう。以下同じ）がこの指針に即して感染防止に留意し、良質な医療の提供ができるように定める。

（組織として感染防止への取り組み）

4 本院は、以下のとおり、組織として感染防止に取り組む。

（1） 院内感染管理者の設置

本院における職員等及び患者の感染対策を推進するため、院内感染管理者を置く。

（2） 感染対策委員会の設置

病院長のもとに、組織横断的に組織する感染対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を推進する。また、緊急時には、臨時の会議を開催し、新型インフルエンザ等、全病院的な対応が必要な疾患が発生した場合には、別途対策を担当する委員会を設置する。

（3） 感染管理部の設置

感染管理部長のもとに、組織横断的に組織する感染管理部を設け、3カ月に1回、院内各組織の感染対策担当者とミーティングを行い、院内感染対策に係るおける情報交換を行う。また、緊急時には、臨時の会議を開催する。

（4） 抗菌薬適正使用支援センターの設置

抗菌薬適正使用支援センター長のもとに、組織横断的に組織する抗菌薬適正使用支援センターを設ける。

抗菌薬適正使用支援センターに、抗菌薬適正支援チームを設置し、活動を行う。

（5） 感染対策担当者の設置

本院の全ての組織（診療部門、管理部門その他の本院の業務に関わる全ての組織をいう。）に感染対策担当者を配置する。

5 職員研修の実施

（1）本院は、院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員等に周知徹底を図ることを目的に、職員研修を実施する。

（2）職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回職員等を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

（3） 研修の開催結果は、記録・保存する。

6 情報の共有化と感染防止

（1） 院内感染対策が必要な病原体の検出状況について、以下のとおり適切な情報伝達を行う。

① 細菌検査室は、院内感染対策上問題となる病原体を検出した場合、速やかに感染管理部及び検査を依頼した医師に報告する。感染管理部は、現状を分析し、担当診療科・組織と協力して、必要な感染対策を行う。

② 細菌検査室は、毎週、感染管理部長が指定した病原体の検出状況を、感染管理部長に報告する。

③ 感染管理部は、院内感染対策上問題となる主要な病原体の検出状況を、対策委員会に報告する。

（2） 職員等は、感染管理対策のために、以下のとおり、適切な対策を行う。

① 院内感染防止のためのマニュアルに従って、手洗いの徹底、マスク着用の励行など、常に感染予防策の遵守に努める。

② 針刺し防止など、業務上における職業感染の防止に努める。

③ 自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意するとともに、本院が定める抗体検査及びワクチン接種を行う。

④ 抗菌薬適正使用のためのマニュアルに従って、常に抗菌薬の適正使用に努める。

7 院内感染異常発生時の対応

（1） 感染症の異常発生を確認した（疑った）職員等は、直ちに感染管理部に報告する。感染管理部は、現状の分析を行い、担当診療科・組織と協力して、必要な感染対策を行う。

（2） 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を病院長に報告する。必要に応じ、対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明して改善策を立案し、その実施のため、職員等への周知徹底を図る。

8 感染対策に関する他の機関との連携

感染対策において必要に応じ、外部機関に報告し適切な助言を求める。

9 患者等の感染防止への参加・協力

患者・家族等（以下「患者等」という。）へは、職員等に準じて、手洗い・手指消毒の徹底、マスク着用など、感染対策に常に務めるように要請をする。

10 患者等への情報提供及び説明

（1） 本指針は、患者等が閲覧できるようにする。

（2） 患者等には、疾病の説明とともに、感染防止の基本について説明し、理解を得た上で、協力を求める。

11 感染対策に関する地域との連携

地域医療機関、行政及び医師会と連携し、合同カンファレンス、相互評価、訪問指導又は助言を通じて、地域における感染対策の向上を図る。

12 その他の事項

（1） 本指針の改廃は、感染対策委員会の議を経て、病院長が決定する。

（2） その他本方針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（平成 19 年 6 月 26 日制定
感 染 対 策 委 員 会 承 認）

改訂 令和 5 年 3 月 20 日